

「特別な保全計画」適用期間の保守管理について

1. はじめに

泊発電所1～3号炉は、プラント停止以降1年以上経過した時点より特別な保全計画を策定し、当該計画に従った保守管理を実施している。特別な保全計画の適用期間が長期化する中で、保全計画の管理状況にかかるご質問を頂いたことから、特別な保全計画を適用している期間における保守管理についてご説明するものである。

2. 特別な保全計画を適用している期間における保守管理

泊発電所1～3号炉のプラント状態は、全号炉とも全燃料を使用済燃料ピットに保管した“モード外”とし、定期検査工程における燃料装荷を中断した状態を継続している。本プラント状態に応じた特別な保全計画として、プラント設備全般にわたる比較的広範な機器に対し追加的な点検等が必要な場合には該当せず、設備全般に対する長期保管対策を実施する場合に必要と判断する保全計画を策定している。

特別な保全計画として、モード外にて使用しない系統については劣化を抑制するための保管対策を策定し、保管状態の確認を行い保管対策が適切であることを確認し、モード外において使用する系統については、追加保全として必要な保全を行っている。

特別な保全計画における追加保全是、モード外における設備の使用状況およびこれまでの保全履歴を考慮し、点検計画として策定している保全項目および頻度を参照し、点検計画として策定している保全項目の実施要否を検討のうえ、都度、必要と判断した保全項目を設定し、社内の決裁文書で管理している。

追加保全における保全項目は、プラントの状態に応じて策定していることから、点検計画の実施頻度および実施項目と相違するものに限らず、点検計画と同一であっても特別な保全計画として管理している。

モード外のプラント状態を継続する状態からプラント起動準備期間へプラントの状態が変更となる際には、長期保管期間の設備状態が適切であるかを確認し、必要な健全性確認を実施した後、プラント起動準備期間（通常定期検査工程の燃料装荷以降）に移行する計画である。

3. 保全計画書の変更について

特別な保全計画を継続する期間において、保全計画書のうち「点検計画」は、「特別な保全計画」に従って管理しているため変更は生じていない。また「特別な保全計画」は策定当初、「プラントの状態の変化」、すなわち、設備の使用状況の変化、設備の劣化程度に応じた点検を実施する旨を「必要な追加保全を行う」という記載に留めていたため、具体的な内容を記載しておらず紙面上の変更が生じていない。ただし「特別な保全計画」のうち保管対策は具体的に記載しているため、都度の見直しにより変更が生じている。このように提出した書類の記載に変更がある場合は適宜変更申請を行っている。

「特別な保全計画」は、前述した「2. 特別な保全計画を適用している期間における保守管理」の通り運用しており、意思決定に用いた文章は社内の決裁文書で管理している。